

財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 兵庫県 相生市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額 C	標準財政規模 A+B+C
5,204	2,795	279	8,278

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	12,286	11,834	452	391	544	15,354	
看護専門学校特別会計	54	129	△ 75	△ 75	75	4	
一般会計等	12,340	11,963	377	316		15,358	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	3,630	3,400	230	230	192	—	—	
老人保健医療特別会計	307	309	△ 2	△ 2	23	—	—	
介護保険特別会計	2,038	1,990	48	48	294	—	—	
後期高齢者医療保険特別会計	388	385	3	3	345	—	—	
公共下水道事業特別会計	3,006	3,006	0	0	1,201	20,166	17,080	
農業集落排水事業特別会計	396	396	0	0	319	4,645	3,999	
病院事業会計	684	664	20	30	150	24	17	法適用企業
公営企業会計等 計				309		24,835	21,096	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
安室ダム水道用水供給企業団	—	—	—	1	—	1,321	403	法適用企業
西播磨水道企業団	1,065	1,055	10	925	—	1,535	—	法適用企業
赤相農業共済組合	48	44	4	74	—	—	—	法適用企業
兵庫県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	3,826	3,438	387	387	86	—	—	
兵庫県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	440,949	425,853	15,096	15,096	3,829	—	—	
一部事務組合等 計				16,483		2,856	403	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債権残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
相生市土地開発公社	3	469	5	—	—	1,549	—	—	
㈱あいおいアクアポリス	10	90	435	—	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			440	0	0	1,549	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,598	1,455	△ 143
減債基金	245	246	1
その他充当可能基金	1,997	2,029	32
充当可能基金 計	3,840	3,730	△ 110

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.27	3.81	△ 0.46	△ 13.68	△ 20.00	国民健康保険特別会計	—	—	—
連結実質赤字比	5.35	7.56	2.21	△ 18.68	△ 40.00	老人保健医療特別会計	—	—	—
実質公債費比率	16.1	16.7	0.60	25.0	35.0	介護保険特別会計	—	—	—
将来負担比率	203.0	191.5	△ 11.50	350.0		後期高齢者医療保険特別会計	—	—	—
財政力指数	0.59	0.60	0.01			公共下水道事業特別会計	—	—	—
経常収支比率	96.2	96.4	0.20			農業集落排水事業特別会計	—	—	—
						病院事業会計	△ 3.50	—	△ 3.50

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。